

資料 6 . 事業事前評価表

事業事前評価表

1. 協力対象事業名	ナイジェリア連邦共和国 オヨ州地方給水衛生改善計画
2. 我が国が援助することの必要性・妥当性	
(1) 我が国が当該国に対し援助することの必要性・妥当性	<p>ナイジェリア国は、アフリカ最大の人口を有する大国であり、アフリカ統一機構（OAU：アフリカ連合（AU）に移行中）や西アフリカ諸国経済共同体（ACOWAS）で指導的立場にあること、原油輸出国であり、我が国と経済関係を中心に良好な関係にあること等から、我が国は、食糧・農業分野、水供給分野等の基礎生活分野及び構造調整努力に対する支援を中心に援助を行なってきた。アバチャ軍事政権(93～98年)が、民主化への動きに逆行する措置をとっていたため、94年3月以降、ODA大綱を踏まえ、原則として緊急・人道援助を除き新規の援助を停止していたが、99年5月の民政移管完了を機にそれまでの新規援助原則停止の方針を見直し援助を再開し、国民に直接裨益する基礎生活分野を中心として段階的に援助を拡大している。</p>
(2) 当該プロジェクトを実施することの必要性・妥当性	<p>同国政府は「国家給水衛生政策 1999年」において、現況の40%の全国平均給水率を2003年迄に60%、2007年迄に80%、2011年迄に100%に改善すること、人口5,000人未満の村落給水では日量30リットル/人とすること等を目標として掲げている。これに対し、オヨ州地方部全体の給水率は4.28%と極端に低く、また平均給水量も3.6リットル/人/日であり、さらに安全な水を得るには数kmも離れた近隣の村まで行かなければならない場合もあり劣悪の状況である。また、代表的な水因性疾病であるギニアウォームの発生件数は、UNICEFやNGOが配布している飲料水ろ過用フィルターの普及により、オヨ州全体では約3,000例（1991年）から344例（2000年）と減少の傾向を示しているが、本プロジェクトの対象地域の郡によっては増加している村落も報告されており、飲料水ろ過用フィルターだけではギニアウォームの撲滅に至るには限界がある。よって、衛生状況改善事業のひとつとして有効な深井戸の建設による給水状況の改善が急務となっている。</p>
3. 協力対象事業の目的（プロジェクト目標）	<p>オヨ州の対象地域において、井戸掘削関連機材（掘削機、支援車輛等）を整備し、ナイジェリア国側が実施する井戸建設を日本の技術者が指導することにより、オヨ州地方部の給水状況を改善することを目的とする。</p>
4. 協力対象事業の内容	
(1) 対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナイジェリア連邦共和国オヨ州 16郡
(2) アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100ヶ所のハンドポンプ付き深井戸給水施設が整備される。
(3) インプット	<p>日本側</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 掘削機2台、関連機材、給水施設建設工事に必要な資材の調達、 2) ナイジェリア側の給水施設建設施工についての技術指導 3) 集落組織による施設運営維持管理についての技術指導 4) 資機材維持管理についての技術指導 <p>相手国側</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ハンドポンプ付き深井戸給水施設100ヶ所の建設
(4) 総事業費	<p>概算事業費 7.37億円（日本側 7.01億円、ナイジェリア国側 0.36億円）</p>

- (5) スケジュール
 [日本側負担による資機材調達及び技術指導]
 詳細設計期間を含め約 19 ヶ月を予定
 [相手国側負担による施設建設]
 約 12 ヶ月を予定

- (6) 実施体制
 責任機関：連邦水資源省
 実施機関：オヨ州 Water and Sanitation Project (WATSAN) 事務所

5. プロジェクトの成果

- (1) プロジェクトの裨益対象の範囲及び規模
 ナイジェリア連邦共和国オヨ州 16 郡のうち対象地域の住民
 裨益人口：約 36,000 人

- (2) 事業の目的(プロジェクトの目標)達成を示す成果指標

項目	2001 年 (実施前)	2004 年 (実施後)
対象地域における深井戸給水施設からの給水人口	150,000 人	186,000 人

- (3) その他の成果指標

項目	2001 年 (実施前)	2004 年 (実施後)
対象地域におけるギニアウォームの罹患患者数	344 人	0 人

6. 外部要因リスク (事業の目的 (プロジェクト目標) の達成に関するもの)

- (1) オヨ州政府が給水事業に対し継続的に予算措置をすること
 (2) オヨ州 WATSAN 事務所の組織体制、技術力が給水事業の継続実施に支障ないレベルに保たれること
 (3) Village WATSAN Committee (VWC、村落給水衛生管理委員会) が活動を継続し、受益住民による維持管理費 (水代) の負担など、施設に対するオーナーシップが定着すること

7. 今後の評価計画

- (1) 事後評価に用いる指標
 計画対象地域における給水人口、ギニアウォーム罹患患者数
 (2) 評価のタイミング
 2004 年以降